

たいほく法人

Vol.44

平成25年2月
社大北法人会

TWIN イルミネーション



国営アルプスあづみの公園 (大町・松川地区)

毎年11月から2ヶ月間、国営アルプスあづみの公園では、約30万球の電飾が煌めき、真冬の夜空を彩ります。

今年のイルミネーションのテーマは、

「スターダスト・メロディー」

音と光が融合した様々な仕掛けで来場者に驚きと感動を与えます。

北アルプスを望む自然豊かな公園の中に、暫し寒さを忘れてしまうほどの幻想的な空間が広がります。

主 な 内 容	会長あいさつ・臨時総会……………	2
	税務署長あいさつ……………	3
	税を考える週間事業……………	4
	税務署だより……………	6
	雇用促進税制……………	8
	地域社会貢献事業……………	9
	会計参与の活用……………	11
	会員企業訪問……………	12
	法人会からのお知らせ……………	13
	事務局日誌……………	14



新年のご挨拶

社団法人大北法人会会長 吉田 良造

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。旧年中は、当会の事業推進に際しまして一方ならぬご尽力を頂きました事に、心より敬意を表する次第です。

又、大町税務署の中村署長様を始めとし署員の皆様方、及び関係する諸官庁の皆様方にも大変お世話になりお礼を申し上げます。

大同生命様を始めとする法人会福利厚生制度受託保険会社様にも、ご協力ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

本年は、公益法人制度改革により一般社団法人大北法人会が発足する年でもあります。様々な課題が山積して居りますが、会員各位のご理解とご協力を得ながら無事に発足したいと思います。

昨年は、オリンピックイヤーと言う事で、寝不足が続いた方々も少なくなかったのではと思います。日本選手団の活躍は本当に国民に勇気を与えてくれました。しかし政治経済は、一層混迷の度が深まろうとしています。野田首相による衆議院の抜き打ち解散、引き続き総選挙と誠に慌ただしい激動の一年でした。

新しい安倍内閣には、一日も早く安定した落ち着きのある政治経済情勢が戻る事を期待する所です。

法人会は、事業活動基本方針に有りますが、「よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する」この理念の元、各会員の個々の結びつきを強くし、組織の維持増強を図り大北地域のリーダーとして頑張って行こうではありませんか。皆様方からの一層のお力添えをお願いする次第であります。

最後になりますが、関係諸官庁の皆様、各法人会福利厚生制度受託保険会社の皆様から一層のご指導ご鞭撻を頂くと共に、会員企業様の益々の御繁栄と御健勝を心から御祈念申し上げ、新年の挨拶と致します。

臨時総会開催



9月28日(金)大町商工会館大会議室に於いて、臨時総会が開催されました。この臨時総会は、5月に開催された通常総会において承認された一般社団法人移行後の定款について、その後、前松下会長の辞任に伴う代表理事及び業務執行理事の氏名の変更を承認頂く為に開催されました。議案は原案どおり全会一致で可決承認されました。承認された内容は以下のとおりです。

一般社団法人大北法人会 定款(抜粋)

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、吉田良造とする。
- 3 本会の最初の業務執行理事は、薄井朋介、中山久幸、草深国芳、太田勝、郷津健とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する法人法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。



年頭のごあいさつ

大町税務署長 中村 一雄

平成25年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

社団法人大北法人会の皆様には、日ごろから税務行政の円滑な遂行に深いご理解と多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴法人会は、「よき経営者をめざすものの団体」として、納税道義の高揚に努め、健全な企業経営と社会の発展に貢献するという活動方針に沿い、各種研修会や講演会の実施、地域に密着した社会貢献活動等、活発な活動をされております。これもひとえに役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

平成23年12月の税制改正により、改正通則法が公布され、納税環境整備の一環として、税務調査手続きの法定化、不利益処分等に対する理由付記の実施などの措置が講じられ、本年1月から定められた税務調査手続に基づき調査を実施することとされました。

また、同改正により、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法も公布され、復興特別法人税制度が創設されるとともに、源泉徴収義務者の方にも復興特別所得税を源泉所得税と併せて徴収、納付していただくことになりました。私どもといたしましても、適正・公平な賦課と徴収の実現を図り、皆様からの税務行政に対する理解と信頼を更に揺るぎないものとして、努力を続けて参る所存でございます。

まもなく所得税等の確定申告の時期が参ります。税務署ではe-Taxを始めとして、納税者の皆様の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、税務行政のICT化の一層の進展に向けても取り組んでいるところでございます。

大北法人会の皆様におかれましては、大北地域のリーダーとして、e-Taxを積極的にご利用いただいているところではありますが、その利便性をPRしていただき、引き続きe-Taxの利用・定着に向け一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

終わりに、社団法人大北法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、並びに新しい年が皆様とそのご家族にとりまして幸多き年になりますようご祈念しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

確定申告はお早めに！

平成24年度分の所得税・贈与税の申告・納税は、**3月15日(金)**まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は**4月 1日(月)**まで

国税庁ホームページ『<http://www.nta.go.jp>』をご利用ください。

「確定申告書作成コーナー」で「申告書」を作成してください！

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。また、作成したデータは、e-Tax(電子申告)または申告書のデータを印刷して郵送等で提出することができます。

『税を考える週間』事業



11月15日、平成24年度納税表彰式がJ A大北会館アプロードで開催されました。

法人会関係では、常任理事の相澤勝彦氏(北安観光タクシー(株))が申告納税制度の定着と発展に尽くされた功績により、税務署長納税表彰を受賞されました。

その他税務署長納税表彰に貝澤久氏(大北地区納税貯蓄組合連合会長、大北租税教育推進協議会長)、租税教育推進校として白馬高等学校が感謝状を受けました。

その後、「税に関する高校生の作文」と、「中学生の税についての作文」の表彰が行われ、中学生で国税庁長官賞を受賞した白馬中学校の嶋田多希さんの作文「税がくれたもの」が披露されました。

嶋田さんの作文は次ページに掲載致します。

■中学生の税についての作文

国税庁長官賞	「税がくれたもの」	白馬中学校	嶋田 多希
大町税務署長賞	「税金を考える」	美麻中学校	岡野 智樹
	「私の税」	白馬中学校	太谷 妃那

■税に関する高校生の作文 大町税務署長賞 「税が与えてくれるもの」 大町高等学校 一志 歩乃加

…………平成24年度 「税に関する作文」入選作品…………

◆中学生の部

地方事務所長賞	「税を納める義務」	白馬中学校3年	清原 悠夏
大町市長賞	「大切な税金」	美麻中学校3年	保科香菜子
池田町長賞	「税のあゆみ」	高瀬中学校3年	綿貫 佑
白馬村長賞	「これからの日本」	白馬中学校3年	北島実乃里
大北租税教育推進協議会長賞	「税金問題について」	白馬中学校3年	菊本華彩季
青色申告会連合会長賞	「税金がつなぐ輪」	白馬中学校3年	松澤 実紀
税理士会支部長賞	「消費税増税について」	高瀬中学校3年	野村さやか
大北法人会長賞	「力になっている」	白馬中学校3年	加藤 愛海
北安校長会長賞	「税とその使い道と増税」	美麻中学校3年	岩田 倭和
納税貯蓄組合連合会長賞	「税についての考え方が変わりました」	白馬中学校3年	北条 享華

◆高校生の部

地方事務所長賞	「消費税」	大町高校	3年	丸山 知歩
大町市長賞	「税金について」	大町高校	3年	酒井 優衣
池田町長賞	「税を知って、考える」	池田工業	3年	小林健次郎
大北租税教育推進協議会長賞	「タックスオンタックスについて」	大町高校	3年	小林 千夏
青色申告会長賞	「消費税に関して思うこと」	大町高校	3年	北沢 真優
税理士会支部長賞	「税について」	大町高校	3年	平野 早希
大北法人会長賞	「消費税を考える」	大町高校	3年	小林 美央
12区高校長会長賞	「私たちの身近にある税の存在」	大町高校	3年	矢口 静花

税についての作文

国税庁長官賞 「税がくれたもの」

白馬村立白馬中学校 3年A組 嶋田 多希

近所のおばあちゃんが救急車で運ばれた。その知らせが耳に飛び込んできたとき、真っ先に心配したのは、彼女の体だった。そして私は、それを当たり前だと思っていた。

おばあちゃんは、身よりがなく、独り暮らしだ。生活保護を受けていて、金銭的に楽とはいえない生活を送っていた。

そんな彼女が、何の不安もなく病院へ行けたことへの有難さを私に教えてくれたのは、母だった。青年海外協力隊でインドネシアを訪れたときの話を、母はぼつりぼつりとしはじめた。

インドネシアでは、病院へ運ばれても、すぐ治療をしてもらえるわけではない。まず薬局へ行き、手術や手当てに必要なものを買わなければならないのだ。金が足りなければ、治療はできない。母は、親戚全員が集まったが、手術のための金が十分になく、生きる望みを絶たれた若い女性が忘れられないという。

生活保護を受ける人は医療費を支払わなくてよい、と日本では決まっている。つまり、社会的に弱い立場にある人々が不自由なく暮らせる仕組みができているということだ。だから、おばあちゃんは病院に行けた。だから、私は真っ先に彼女の体を心配することができた。それが分かったとき、私は感謝せずにはいられなかった。私たちの生活を支えている「税」という大きな存在を感じて。

堅苦しい印象しか持てなかった「税」の文字。今は少し、輝いて見える。きっと、この一文字には、税を納める人の誇りと、税によって支えられる人の喜びが詰まっているのだろう。将来、社会を担う一員となったとき、私の目に映る「税」の文字は、今よりもっと頼もしくなっているだろうか。

近所のおばあちゃんが救急車で運ばれた。その知らせが耳に飛び込んできたとき、真っ先に心配したのは、彼女の体だった。金でも薬でもなく、体だった。そうできたことに、私は幸せを感じる。喜びをおぼえる。

そう、この幸せも喜びも安らぎも皆、税がくれたものなのだ。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

**納税にはダイレクト納付
が便利です!**

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

[e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!]

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

**国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。**

電子申告で
効率UP!

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。（取引年月日、売上先、仕入先、相手方の名称、金額等）

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

トピックス

雇用促進税制を利用しませんか？

社会保険労務士・就業規則コンサルタント みずの 水野 まさや 誠也



従業員を新たに雇うと税制が優遇される「雇用促進税制」をご存知ですか？
あらかじめ「雇用促進計画」を事業年度開始後2か月以内にハローワークに提出する等の手続をすると、従業員数の増加1人あたり20万円の税額控除が受けられる制度です。

制度概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)*¹において、

- 雇用者増加数が5人以上(中小企業の場合は2人以上)
- 一定の方法で算定した雇用増加割合*²が10%以上 等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除*³が受けられます。

*1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

*2 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数

*3 当期の法人税額の10% (中小企業は20%)が限度になります。

対象事業主

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度に雇用者(雇用保険の一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- 適用年度における給与等の支給額が、一定額以上であること 等

手続き

1. 事業年度開始後2か月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出します。
2. 事業年度終了後2か月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めます。確認を求めてから返送まで約2週間(4～5月は1か月程度)かかりますので、確定申告期限に間に合うように注意しましょう。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。

期間限定のお得な制度です。事業拡張等により条件を満たすようでしたら、是非活用をご検討ください。雇用保険の助成金とは独立した制度ですので、助成金を受けていても、利用可能です。

地域社会貢献事業

◆大町支部

大町支部（薄井朋介支部長）は、市の福祉事業に役立てて頂く為、福祉事務所へ車椅子2台（介助式、自走式）と児童センターへ折りたたみ式ベッド1台を寄贈した。寄贈式は12月12日薄井支部長と蜜澤副支部長が市役所を訪問し、牛越大町市長へ目録を手渡した。



◆池田支部

池田支部（中山久幸支部長）は、町の「花とハーブの町づくり」に合わせ、移転し新築された特別養護老人ホーム高瀬荘の庭にラベンダーを植えたプランターを設置した。



◆白馬支部

白馬支部（太田勝支部長）は、観光地として景観向上を目的に、白馬村ジャンプ競技場のゲレンデにレンゲツツジ 60 本の植栽を行った。



継続して行っている事業で、今までに 310 本を植えた。春には、色とりどりの花でゲレンデをうめ尽くす。



◆松川支部

松川支部（草深国芳支部長）は、松川村の「花が咲いている村づくり」事業に協賛し村内の環境美化活動に参加すると共に、プランターの設置を行った。

また、松川村社会福祉協議会へ物品の寄贈を予定している。3月実施予定。

◆小谷支部

小谷支部（郷津健支部長）は、村の健康増進事業に協賛し、フットサル大会の開催を支援した。村内在住、村内勤務者を対象に9チーム50名が参加し、この大会のためにユニホームを新調するチームもあるなど盛り上がりのある大会となった。



◆女性部・青年部

女性部（伊藤松子部長）と青年部（太田具英部長）は、「綿の布」事業として、12月6日特別養護老人ホーム「高瀬荘」「カトレア」「白嶺」の3か所に綿の布とマスクを寄贈した。

綿の布は、部員が集めたタオル、シーツ、ゆかた等で、女性部員が使い易い大きさに加工した。



特別養護老人ホーム「白嶺」にて

女性部員による加工作業



活 動 報 告

◆10月

青年部…県連「青年部合同例会」

10月5日県連「青年部合同例会」が上田市ホテル祥園で開催され、太田部長他4名で参加した。

講演会は、クレーム・コンサルタントの谷 厚志氏により、『魔法のクレーム対応講座』～お客様の怒りは笑顔に変えられる！～と題して行われた。

その後の懇親会では、女性部の方々の踊りも披露され、和やかな雰囲気の中閉会となった。

上田法人会青年部の皆様に元気を沢山貰い帰路についた。



次回の担当会として挨拶する太田部長。

大町支部・感謝状受賞

10月6日に開催された『市民ふれあい広場』のオープニングセレモニーにおいて、大町市社会福祉協議会の表彰式が行われた。

大町支部は、当支部の行っている地域社会貢献事業が大町市の社会福祉の振興に尽力したという功績により感謝状を頂いた。



後列右から3人目 薄井支部長。

女性部…親睦バス旅行

10月24日女性部は、12名が参加し親睦バス旅行を行った。

今回は、新橋演舞場で『錦秋十月大歌舞伎』、市川團十郎、松本幸四郎の国性爺合戦と歌舞伎十八番の内勸進帳を鑑賞した。



◆11月

青年部…全国青年の集い

11月1日～2日「全国青年の集い」が宮崎県で開催され、太田部長他2名で参加した。

1日は租税教育プレゼンテーションが行われ、部長が参加し、部員はオブザーバー席で傍聴した。

2日目は基調講演と円卓会議、その後シーガイアコンベンションセンターで大会が行われた。

記念講演はワタミグループの創業者渡邊美樹氏により「夢をカタチに！新価値創造への挑戦」と題して行われた。



大町支部…講演会開催



11月7日大町市経営者協議会との共催により、講演会を開催した。

心理カウンセラーの波登かおり氏をお招きし、『経営者のため

の元気な自分の作り方』と題して行われた。ワークショップ方式により、人が憎くてしょうがない時、イラついてどうしようもない時、落ち込んだ時、後悔の思いから逃れられない時、頑張りたいのに頑張れない時、優しくなれない時等の対処法について学んだ。

女性部…税務署幹部との懇談会

11月13日『税を考える週間』事業として女性部主催の税務署幹部との懇談会及び税務研修会を開催した。

中村署長からは、自己を磨くために新しい事へ挑戦する勇気を持つ事が大切である事を教わり、税務研修では、所得税や相続・贈与税について学んだ。



大町支部…会員親睦旅行

11月23日大町支部は、会員16名が参加し会員親睦旅行を行いました。

今話題の癒しのパワースポット『高尾山』は、ちょうど紅葉も見頃で沢山の人で賑わっていました。清滝駅からはケーブルカーに乗り高尾山駅に向かいました。そこから薬王院までは坂道や108段の階段を登り、やっとの事でお参りを済ませましたが、高尾山のパワーのお陰か皆さん清々しい表情を浮かべていました。



研修委員会…新設法人説明会

11月28日大町市街地多目的ホールにおいて新設法人のための説明会を開催しました。

当会としては初めての試みでしたが、6企業が参加し熱心に説明を聞いてくださいました。

法人会のPRも行い会員増強に繋がって欲しいものです。



◆12月

税制委員会…税制改正要望活動

平成25年度税制改正提言事項について各支部は地方自治体に対し要望活動を行いました。

各支部の支部長及び税制委員が各市町村長並びに議会議長を訪問し、提言書を手渡しました。

法人市町村民税の標準税率採用についてや固定資産税の抜本的見直し等について提言した。

青年部…租税教室

12月17日青年部は、大町市立美麻小学校を訪れ、6年生を対象に租税教室を行った。

太田部長と奥村副部長が講師となり、パワーポイントやDVDを使い税金クイズを織り交ぜて楽しく税について学んだ。

児童の感想では、「税金は払いたくないと思ったけど、教えていただいた事、ビデオで見た事で、税金が大切だという事が分かりました。ありがとうございました。」

と言っていたが、「不安だったけどやって良かったなあ」と胸をなで下ろす2人でした。



◎税理士会からのお知らせ

経営にちからを「会計参与の活用」

■会計参与制度

平成18年施行の会社法において創設された「会計参与制度」では、決算書の記載の正確さに対する信頼を高めることを目的に、会計参与に就任した税理士（税理士法人を含む）が取締役と共同して一定の会計ルールに基づいた決算書を作成します。

また、会計参与は株主総会において説明を行うとともに、会計参与報告を作成し、会社とは別に備え置きます。

■経営者のパートナーとしての会計参与

会計参与は、会社の役員として設置します。信頼する税理士（社外の専門家）が会計参与（社内の役員）に就任し、これまで以上の協調体制を構築することができます。

※この制度に関するお問い合わせは、

担当の税理士または関東信越税理士会大町支部へお願い致します。

関東信越税理士会大町支部 TEL0261-22-5151（三溝会計事務所）

TEL0261-22-1611（山田会計事務所）25年4月からはこちらへ

会員企業訪問

株式会社 白馬アルプスホテル (小谷村)

今回は、北アルプス白馬山麓、白馬乗鞍で温泉とクアハウスのある本格リゾートホテルを経営する株式会社白馬アルプスホテルさんを訪問し、支配人の相澤一義さんにお話を伺いました。

開業は昭和 48 年、常勤の社員は 27 名だそうです。現在ホテル経営の他、索道事業、旅行業、一般旅客自動車運送業、温泉の掘削並びに温泉の供給及び販売、スポーツ施設の経営等数多くの業務を手掛けておられます。

所有する施設は、白馬乗鞍温泉スキー場、国内大会開催規程サイズの天然芝サッカー場、バタールゴルフ場、屋外プール、テニスコート、セントネージュ教会などがあります。

ホテルの背景に広がる白馬乗鞍温泉スキー場は、広いグレンデが特徴で 9 基のリフトを設置し良質な雪パウダースノーで初心者から上級者までスキーやスノーボード等を楽しむことができます。

小谷村といえばウインタースポーツを連想しがちですが、冬以外はトレッキングやテニス、パラグライダーを楽しむ人達や、上高地や黒部ダムを訪れた観光客が少し足を延ばして温泉を楽しみに訪れる人達で賑わいをみせます。



中学生・高校生の修学旅行も多く訪れ、九州からの修学旅行生は、初めてスキーを体験する生徒も多く楽しみに来られるそうです。

白馬乗鞍高原の丘に立つセントネージュ教会は、三角屋根と木造の外観がスイスアルプスの村を思わせるロマンチックな雰囲気を出しています。

現在は、関西地方からのお客さんが全体の 6 割を占めるそうですが、その他の地域や海外からの観光客の誘致にも力をいれているそうです。

また、同社は地元雇用に積極的に取り組み、冬場は地元中心にリフト関係者 90 名を雇用するなど、スキー場運営の安全管理にも万全な態勢を整えておられます。

入社 28 年の相澤さんは、心からお客様をおもてなしする気持ちを大切にされている優しい支配人さんでした。お忙しいところありがとうございました。

所在地 〒399-9422 北安曇郡小谷村大字千国乙12851番地
代表者名 代表取締役 鷺澤 汪

法人会からのお知らせ

通常総会開催のご案内

◆日時：平成 25 年 5 月 28 日(火)15 時 00 分～

◆会場：緑翠亭 景水 (大町温泉郷)

春の女性セミナー開催のご案内

◆日時：平成25年3月1日(金)11時00分～ ◆内容：税務研修会『相続税について』

◆会場：くろよんロイヤルホテル

一般の方もご参加いただけますので、お誘いのうえお申込みください。法人会事務局 TEL.0261-22-3493

＊ ＊ 新会員紹介 入会ありがとうございます ＊ ＊

支部	法人名	代表者	所在地	業種
小谷	MARUKYU 合同会社	小笠原久雄	小谷村大字中小谷丙 7475-1	コンビニエンスストア
小谷	一般社団法人 小谷村観光連盟	松本 久志	小谷村大字中小谷丙 131	旅 行 業

平成25年1月31日現在

大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www9.ocn.ne.jp/~taihoku/>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。
- ◆勉強会（社内研修）や経営者の自己研鑽などにご活用ください。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

国家公務員の再就職等規制に関する制度について

国家公務員法では、国家公務員が再就職をあっせんする行為、在職中に利害関係を有する企業・団体に対して求職活動する行為、出身省庁に対して OB が便宜供与を要求する行為が禁止されているところです。

この制度に関するリーフレットを大北法人会のホームページからご覧頂けます。

<http://www9.ocn.ne.jp/~taihoku/>

事務局日誌

平成24年9月

- 1日 会員親睦ゴルフ大会
あづみ野CC 20名参加
- 6日 広報委員会 商工会館小会議室
広報誌第43号校正
- 7日 局連青年部合同セミナー
新潟市「イタリア軒」太田部長参加
- 12日 県連「女子職員研修」
大町市葛温泉「かじか荘」
- 20日 組織(委)支部長事務局合同会議
大町市街地多目的ホール
- 20日 広報誌たいほく法人第43号発行
- 24日 県連「組織委員会」
大町市温泉郷「景水」郷津委員長
- 25日 正副会長会議 事務局 臨時総会について
- 28日 臨時総会 商工会館大会議室
定款変更について

平成24年10月

- 5日 県連「青年部合同例会」
上田市「ホテル祥園」5名参加
- 6日 県連青年部親睦ゴルフ大会
浅間高原CC 太田部長参加
- 11日 法人会全国大会(釧路) 当会不参加
- 15日 県連「女性部連絡協議会」
須坂市仙仁温泉「岩の湯」伊藤部長
- 16日 大北租税教育推進協議会
作文選考会 吉田会長
- 17日 決算説明会 商工会館大会議室
- 24日 女性部親睦バス旅行
新橋演舞場「錦秋十月大歌舞伎」
- 26日 県連「研修委員会」
大同ビル会議室 草深委員長

平成24年11月

- 1～2日 全国青年の集い(宮崎)
太田部長他2名参加
- 6日 県連「税制委員会」「税制研修会」
松本市「ホテル翔幸」薄井委員長、蜜澤副委員長
- 13日 「税を考える週間」事業 大町税務署
女性部「税務署幹部との懇談会」

平成24年11月

- 15日 大町税務署納税表彰式
JA大北農協会館「アップロード」
- 20日 年末調整説明会 サンアルプス大町
- 21日 年末調整説明会 白馬村役場
- 22日 年末調整説明会 松川村役場
- 26日 青年部役員会 多目的ホール
租税教室について・合同例会について
- 28日 新設法人説明会 多目的ホール
- 30日 女性部社会貢献事業 多目的ホール
「綿の布」加工作業

平成24年12月

- 6日 女性部・青年部社会貢献事業
「綿の布」寄贈
特別養護老人ホーム「高瀬荘」(池田町)
「カトレア」(大町市)「白嶺」(白馬村)
- 14日 県連「事務局長会議」
大同ビル会議室 事務局
- 17日 青年部「租税教室」美麻小学校
講師…太田部長、奥村副部長
- 21日 広報委員会 商工会館小会議室
たいほく法人第44号企画

平成25年1月

- 8日 正副会長会議 美寿々
今後の日程等について
- 11日 新春賀詞交歓会
大町市「黒部観光ホテル」吉田会長
- 22日 女性部役員会 多目的ホール
春の女性セミナー等について
- 24日 決算説明会 商工会館大会議室
- 25日 総務委員会 商工会館小会議室
各種規定の変更について
- 29日 県連「理事会」
メトロポリタン長野 吉田会長
- 30日 「助成金申請手続き並びに助成金ソフト改訂
に係る研修会」
さいたま市「プリランテ武蔵野」事務局



迎春



大同生命は
「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申し上げます。

110th
ANNIVERSARY
会費どきどきに

DJIDO 大同生命

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

あけまして
おめでとう
ございます



定額+賠償の「ダブル補償」で、
万一の労働災害から企業経営を守ります。

定額補償 業務中のケガ等による入院や通院、万一の死亡、後遺障害を補償



賠償補償 死亡事故での法律上の損害賠償責任を1災害500万円まで補償※
※使用者賠償責任認定補償特約(死亡のみ補償)セット保険証券記載の保険金額が500万円の場合

さらに

高額賠償時代に対応!!
補償額をアップの上、死亡以外の業務上の身体の障害による
法律上の賠償責任も最高**1億円**まで補償することができます。
※使用者賠償責任補償特約をセットした場合

法人会の「業務用」ネットワーク

ハイパー任意労災

業務災害総合保険

引受保険会社

AIU保険会社

エフアイシー・インシュアランス・カンパニー

〒398-0815

松本市深志2-5-26

松本第一ビル7階

お問い合わせ・
資料のご請求は今すぐ

0120-321-564

通話料
無料

受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

FAX

03-5619-2529

ホームページ

<http://www.aiu.co.jp>

このご案内は保険の概要をご説明したものです。この保険の詳細につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
A-000178 2010年5月現在の内容です。ハイパー任意労災は、業務災害総合保険のバリエーションです。

30th
法人会がん保険制度

おかげさまで、法人会がん保険制度は今年30周年を迎えます。
法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
TEL.026-226-9542

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプは、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります！



ポイント 1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2

万一の際には、
死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態に
なられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

Dai-Itō 大同生命保険株式会社

110th
ANNIVERSARY
お慶せまともに

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-24-1012(平成24年5月24日)